○古河市低入札価格取扱規程

平成17年9月12日 訓令第47号 10月1日訓令第37号

改正 平成20年10月1日訓令第37号 平成31年3月26日訓令第5号 令和元年9月5日訓令第6号 令和4年2月22日訓令第2号 令和5年3月1日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する工事又は製造の請負契約を適正に行うため、競争入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10 の2に規定する総合評価一般競争入札その他の方法により工事又は製造の 請負契約(以下「契約」という。)を締結する場合であって、市長が特に 必要と認めるときに適用する。

(調査基準価格)

- 第3条 市長は、契約を締結しようとするときは、古河市契約規則(平成31年規則第24号)第11条第1項に規定する契約の相手方となるべき者により、 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。
- 2 調査基準価格は、次の各号に掲げる建設工事の種別ごとに当該各号に定める算定方法に基づき算定する。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる建設工事以外の工事 予定価格算出の 基礎となった次に掲げる額の合計額(1万円未満切捨て)に100分の110 を乗じて得た額とする。ただし、当該算定して得た額が予定価格の10分 の9.2を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2の額とし、10分の7.5 に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5の額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 建設工事のうち、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事 前号ア中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の9を乗じて得た額)」と、同号ウ中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額)」と読み替えて同号の規定により算定する。
- (3) 前号に掲げるもののほか、その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象にした建設工事 第1号ア中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の8を乗じて得た額)」と、同号ウ中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額)」と読み替えて同号の規定により算定する。
- (4) 特別な建設工事 前3号の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の額とする。
- 3 市長は、前2項の規定により調査基準価格を定めたときは、当該調査基準価格を記載した調査基準価格書(別記様式)を封入し、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

(調査基準価格を下回る入札)

第4条 市長は、競争入札の結果、最低入札価格(古河市総合評価落札方式 試行要領(平成20年告示第267号)に基づく総合評価落札方式にあっては、 評価する総合評価点が最も高い者(以下「最高評価者」という。)の入札 価格)が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の 入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)又は最高評価者により 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか、契約主管課長、 設計担当主管課長及び設計担当者(以下これらを総称して「契約調査職員」 という。)に確認又は調査させるものとする。

(数値の確認)

- 第5条 契約調査職員は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入 札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準に適合するかど うかを確認しなければならない。
 - (1) 直接工事費が、当該費目に係る設計額の90パーセント以上であること。
 - (2) 共通仮設費が、設計額の80パーセント以上であること。
 - (3) 現場管理費が、設計額の80パーセント以上であること。
 - (4) 一般管理費が、設計額の30パーセント以上であること。

(調査の実施)

- 第6条 契約調査職員は、最低価格入札者又は最高評価者(以下「最低価格 入札者等」という。)であって前条各号の基準のいずれにも適合するもの から次に掲げる事項を事情聴取することにより調査を行う。
 - (1) 入札金額の決定理由及び入札金額積算内訳
 - (2) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況
 - (3) 同種又は類似の手持ち工事の状況
 - (4) 手持ち資材及び機械数の状況
 - (5) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係
 - (6) 労務者の具体的調達見通し
 - (7) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合における、その適否
 - (8) その他必要な事項
- 2 調査は、契約主管課長が主宰する。
- 3 契約主管課長は、調査終了後、調査の結果に契約調査職員の意見を付し、 書面により市長に報告するものとする。

(落札者等の決定等)

第7条 市長は、第4条の規定に該当する場合において第5条各号に掲げる 基準のいずれかに適合しないときは、最低価格入札者等の入札価格によっ ては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、次順 位者を落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)とし、その旨 を当該最低価格入札者等に通知する。

- 2 市長は、第4条の規定に該当する場合において前条に規定する調査を行わせた場合は、調査の結果、契約調査職員の意見等を勘案し、最低価格入札者等の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは当該最低価格入札者等を落札者等とし、そのおそれがあると認めるときは次順位者を落札者等とし、その旨を当該最低価格入札者等に通知する。
- 3 前2項の規定により次順位者を落札者等としようとする場合において、 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、第4条から前項まで の規定を準用する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成20年訓令第37号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に締結する請負契約から適用する。

附 則(令和元年訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年9月6日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の古河市低入札価格取扱規程の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用を受ける請負契約について適用し、それ以外の請負契約については、なお従前の例による。

附 則(令和4年訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月20日から施行する。 附 則 (令和5年訓令第2号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式	(第3	条目	と とり は とり は とり は こうしゅ は しゅう)
カリロロ 1水 エリ	(37 0	\sim 13		,

契約番号		
	調査基準価格書	
	一般(指名)競争入札	
	年 月 日 執行	
件名		
		円
入札書比較価格		
(細木甘維加物の110八の	2100	ш
(調査基準価格の110分の	5100)	円
温品	查基準価格作成者 職氏名	(fl)